小規模航路事業者用

運　航　基　準

令和　８　年　９　月　１５　日
株式会社しまなみ

目　　次

第１章　総則
第２章　運航中止条件
第３章　運航の管理
別　表
別　紙　運航基準図、運航基準別表
①　来島海峡周遊航路
②　来島海峡航路（馬島寄港）
③　来島海峡航路（小島寄港）
④　来島海峡航路（来島寄港）
⑤　今治来島海峡航路（下田水寄港）
⑥　今治～下田水～枝越航路
⑦　内航一般不定期航路
添付書類　　小型船用海図

第１章　　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、旅客不定期航路事業の来島海峡周遊航路及び来島海峡航路（馬島寄港）・来島海峡航路（小島寄港）・来島海峡航路（来島寄港）・今治来島海峡航路（下田水寄港）並びに内航不定期航路事業及び今治～下田水～枝越における一般旅客定期航路の船舶の運航管理に関する事項に係る基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

第２章　　運航中止条件

（発航中止条件等）

第２条　発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">港・地点名</th><th colspan="3">発航中止条件</th></tr>
<tr><th>風速</th><th>波高</th><th>視程</th></tr>
<tr><td>今治港：下田水港・
馬島港・小島港・来島港・
枝越港　　その他利用港</td><td rowspan="2">観潮船　　12m/s 以上

小型快速船
小型カーフェリー
15m/s 以上</td><td>1.0m以上</td><td rowspan="2">500m以下</td></tr>
<tr><td>来島海峡海域上</td><td>1.5m以上</td></tr>
</table>

２運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の10分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。但し、前航海と次航海との間隔が1時間を下回る場合は1時間前の確認は省略する。

<table>
<tr><th rowspan="2">港・地点名</th><th colspan="3">発航中止条件</th></tr>
<tr><th>風速</th><th>波高</th><th>視程</th></tr>
<tr><td>今治港：下田水港・
馬島港・小島港・来島港・
枝越港　　その他利用港</td><td rowspan="2"></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>来島海峡海域上</td><td></td></tr>
</table>

【情報の入手先】

yahoo　今治港気象海象　今治港の風波予想　天気・風向・風速・波高

yahoo　今治港気象海象　今治港沖の天気（１時間）風波予想　天気・風向・風速・波高

TEL：082-250-1309　海上保安庁　海上気象状況　今治船舶通航付近の気象状況案内

視程については目視とする。

３　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、担当船舶の船長に対し、旅客の下船その他の適切な措置をとることを指示する。

４　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

５　船長は、第３項の運航管理者からの発航の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の発航の中止を決定することができる。

（航行中止条件等）

第３条　航行中に運航を中止すべき条件は、航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	航行中止条件		
	風速	波高	視程
来島海峡海域上	観潮船　12m/s 以上 小型快速船 小型カーフェリー　15 m/s 以上	1.5m以上	500m 以下

２　運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
来島海峡海域上			

【情報の入手先】

yahoo　今治港気象海象　今治港の風波予想　天気・風向・風速・波高

yahoo　今治港気象海象　今治港沖の天気（１時間）風波予想　天気・風向・風速・波高

℡：082-250-1309　海上保安庁　海上気象状況　今治船舶通航付近の気象状況案内

視程については目視とする。

３　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の航行中止を決定し、担当船舶の船長に対し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとることを指示する。

４　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、航行を中止すべき事実を把握したときは、航行を中止する。

５　運航管理者は、第３項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付ける。

選定した避泊港：今治港

６　運航管理者は、避泊後、船長に対し直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、その後１時間毎に、その状況の変化を確認すること。

７　船長は、第３項の運航管理者からの船舶運航の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止を決定することができる。

（入港中止条件等）

第４条　航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
今治港・下田水港・ 馬島港・小島港・ 来島港・枝越港 その他　利用港	観潮船　12m/s 以上 小型快速船 小型カーフェリー　15 m/s 以上	1.0m以上	500m 以下

２　運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻10分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
今治港・下田水港・ 馬島港・小島港・ 来島港・枝越港 その他　利用港			

【情報の入手先】
yahoo　今治港気象海象　今治港の風波予想　天気・風向・風速・波高
yahoo　今治港気象海象　今治港沖の天気（１時間）風波予想　天気・風向・風速・波高
℡：082-250-1309　海上保安庁　海上気象状況　今治船舶通航付近の気象状況案内
視程については目視とする。

３　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、担当船舶の船長に対し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとることを指示する。

４　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。

５　船長は、第３項の運航管理者からの船舶運航の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時にとることができる。

（運航の可否判断等の手順図）

第５条　本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙、安全管理規程第２４条運航管理表のとおりとする。

第３章　　運航の管理

（運航基準図等）

第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1)　起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
(2)　航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
(3)　標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
(4)　船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
(5)　通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
(6)　（削除）
(7)　（削除）
(8)　航行する海域において避難港を設定しているときは、その位置
(9)　その他航行の安全を確保するために必要な事項

２　船長は、基準経路、第３条第１項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第７条　基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

２　基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名　　称	使用基準
常用基準経路	周　　年

３　運航管理者は、前項の使用基準を遵守するとともに、担当船舶の船長に対し、必要な事項を指示すること。

（速力基準等）

第８条　速力基準は、別表のとおりとする。

２　船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

３　船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（航海当直配置等）

第９条　船長は、次の配置を定め、運航管理者に報告する。変更する場合も同様とする。

(1)　出入港配置（狭視界出入港配置を含む）
(2)　通常航海当直配置
(3)　狭視界航海当直配置
(4)　荒天航海当直配置
(5)　狭水道航行配置

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

第１０条　（削除）

（特定航法）

第１１条

(1)　（削除）
(2)　（削除）
(3)　（削除）

(4)　（削除）
(5)　（削除）

（連絡方法）
第１２条　船長と当該船舶を担当する運航管理者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法	予備的連絡方法
(1)	通常の場合	今治本社・下田水港営業所	携帯電話 （キャリア名　ドコモ携帯）	IP無線機（ドコモやauなどの携帯電話回線を利用し日本全国どこでもつながるシステム）を全船舶と陸上部門に配備
(2)	緊急の場合	同上	携帯電話 （キャリア名　ドコモ携帯）	

（定点連絡）
第１３条　船長は、運航中、基準経路上の次の（1）の地点を通過したしたときは、運航管理者あて次の（2）の事項を連絡する。
(1)　①２点間不定期航路においては、折り返し港発時
②来島海峡周遊航路においては、波止浜湾遊覧時
③定期航路及び内航一般不定期航路においては、折り返し港発時
(2)　①２点間不定期航路においては、折り返し港名並びに発時刻
②来島海峡周遊航路においては、波止浜湾離脱時刻
③定期航路及び内航一般不定期航路においては、折り返し港発時刻
④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項
２　運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

（入港連絡等）
第１４条　（削除）
２　（削除）
(1)　（削除）
(2)　（削除）
(3)　（削除）
(4)　（削除）

（発航前点検）
第１５条　発航前点検の内容は、次に掲げる事項とする
(1)　船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
(2)　積載物の積付けが船舶の安定性をそこなう状況にないこと。
(3)　喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。
(4)　燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。
(5)　水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
(6)　気象・海象・水象情報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。
(7)　航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であること。
(8)　その他航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該事項については、点検を行わないことができる。
(1)　当該発航の前12時間以内に前項第１号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について

発航前の点検をしたとき
(2)　当該発航の前24時間以内に前項第１号（操舵設備に係る事項を除く。）、第４号及び第５号に掲げる事項について発航前の点検をしたとき
３　船長は、第１項の検査を行ったときは、次に掲げる事項を発航前点検記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
(1)　点検日時、点検内容及び点検結果
(2)　部署別に点検を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項
４　運航管理者は、前項の発航前点検記録簿を所属する営業所に１年間保存すること。

（陸上施設の点検）
第１６条　運航管理者は、陸上施設点検記録簿に基づいて、運航日毎に、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について、点検すること。（ただし、運航管理者による点検が困難な場合は、運航管理者の責任のもと運航管理員が点検する。）
２　運航管理者は、前項の点検により異常があるときは、直ちに修復の措置を講じること。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。
３　運航管理者は、前１項の検査を行ったときは、次に掲げる事項を陸上施設点検簿に記録し、所属する営業所に１年間保存すること。
(1)　点検日時、点検内容及び点検結果
(2)　点検を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項

（アルコール検査の実施）
第１７条　安全統括管理者及び運航管理者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコール濃度を測定し、数値で表示できる性能を有する機器）を用いたアルコール検査実施体制を構築しなければならない。
２　乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
３　船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。
４　アルコール検査は、アルコール検知器を用いて、乗組員が航海当直に従事する前に、検査を受ける者以外の確認のもとで行うこと。
５　運航管理者は、第1項の検査を行ったときは、次に掲げる事項をアルコール検査記録簿に記録し、所属する営業所に１年間保存すること。
(1)　検査日時及び検査結果
(2)　被検査者の氏名
(3)　検査を確認した第三者の氏名
(4)　その他必要な事項

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）
第１８条　運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。
（遵守事項等の掲示例）
(1)　旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2)　車両は、乗下船時、徐行すること。
(3)　車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
(4)　車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。
(5)　車両甲板における喫煙その他の火気の取扱いは禁止されていること。
(6)　車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
(7)　車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
(8)　船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
(9)　船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）
第１９条　船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。
(1)　旅客の禁止事項
(2)　救命胴衣の格納場所及び着用方法
(3)　非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
(4)　病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
(5)　（削除）
(6)　前各号に掲げるもののほか、旅客の遵守すべき事項
①　下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
②　航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
③　下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）
第２０条　船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し次に掲げる措置を講じさせること。
(1)　旅客が暴露甲板に乗船している場合は、救命胴衣を着用させること。
(2)　12歳未満の小児が船室外に乗船している場合は、救命胴衣を着用させること。
(3)　気象・海象・水象の悪化、事故が発生したとき等、旅客の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。
２　前項の規定は、次に掲げる者には適用しない。ただし、旅客の安全確保のために必要と判断された場合は必要な措置を講じること。
(1)　負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより救命胴衣を着用することが療育上又は健康保持上適当でない者。
(2)　著しく体型が大きいことその他の身体の状態により適切に救命胴衣を着用できない者。
(3)　大人が保護及び監督している１歳未満の小児。

（船内巡視）
第２１条　船長は、旅客室その他必要と認める場所を乗組員に巡視させ、次に掲げる事項を確認すること。
(1)　法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況
(2)　その他異常の有無
２　船長は、前項の巡視を行ったときは、次に掲げる事項を巡視記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
(1)　巡視日時、巡視内容及び巡視結果
(2)　巡視を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項
３　運航管理者は、前項の巡視記録簿を所属する営業所に１年間保存すること。

（機器点検）

第２２条　船長は、入港着岸（桟）前、桟橋手前（防波堤手前）５００ｍ等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

附　則

この規程は、令和　８　年　９　月　１５　日より実施する。

令和　８　年　９月１５　日　変更（フェーズ２対応）